

労働基準広報 2014 No.1830

9/11

CONTENTS

特集 私傷病休職制度の労務管理 Q & A ① ————— 6

休職期間満了時に原職復帰困難でも 配転等を検討する必要性が

多くの企業では、労働者が私傷病などにより労務の提供が不可能になった場合、私傷病休職制度によって一定期間の労働義務を免除し、解雇または退職を猶予している。同制度は法令によって義務づけられた制度ではないが、その実施に当たっては就業規則などに必要な事項を記載しておく必要がある。なお、休職期間の満了までに労働者が復職できなければ自然退職とされるなどの規定が設けられることが多いが、休職期間満了時に従前の業務への復帰が難しくても、より軽易な業務への配転が可能であれば、退職などが無効となるケースもみられる。

(編集部)

●労働判例解説/ニヤクコーポレーション事件 — 18

正社員と同じ職務の有期準社員の契約更新拒絶
会社のパート法8条1項違反を認め
賞与・割増賃金などの支払い命じる

(平成25年12月10日・大分地裁判決)

(弁護士・新弘江 [あだん法律事務所])

●特別企画/拡充された「受動喫煙防止対策
助成金」の活用について — 30

中小企業事業主における受動喫煙防止の
ための設備設置費用の2分の1を助成

(厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課)

●知っておくべき職場のルール ————— 35

<第38回>「服務規律」

職務専念義務、機密保持義務など
労働者が守るべき行為規範の数々

(編集部)

●NEWS ————— 1

(有識者懇が「多様な正社員」の導入モデル示
す) 勤務地限定でも正社員と同一の賃金表で
/ (25年度・労災保険給付等の状況) 支払総
額は約7452億円、新規受給者数60万3000人/
(25年度・雇用保険事業の概要) 初回受給者数、
給付総額ともに4年連続して減少/ほか

●行政案内/平成26年度
全国労働衛生週間実施要綱 — 38

<今年度のスローガン>

みんなで進める職場の改善

心とからだの健康管理

●連載 労働スクランブル® (労働評論家・
飯田康夫) — 42 ●労務資料 2014年卒学生の
就職活動の実態に関する調査結果 — 44 ●わ
たしの監督雑感 岡山・和気労働基準監督署
長 三宅徹 — 54 ●労務相談室だより — 56

労務相談室

回答者

社会保険 [前払い退職金制度の導入を検討] 社会保険料等の対象となるか — 48 特定社労士・大槻智之
不利益変更 [一戸建所有者が地方支社へ転勤] 生じる不利益を補填する必要は — 50 弁護士・加島幸法
賃金関係 [パートの所定時間を8時間から4時間に] 短縮した分の賃金保障は — 52 弁護士・岡村光男

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内